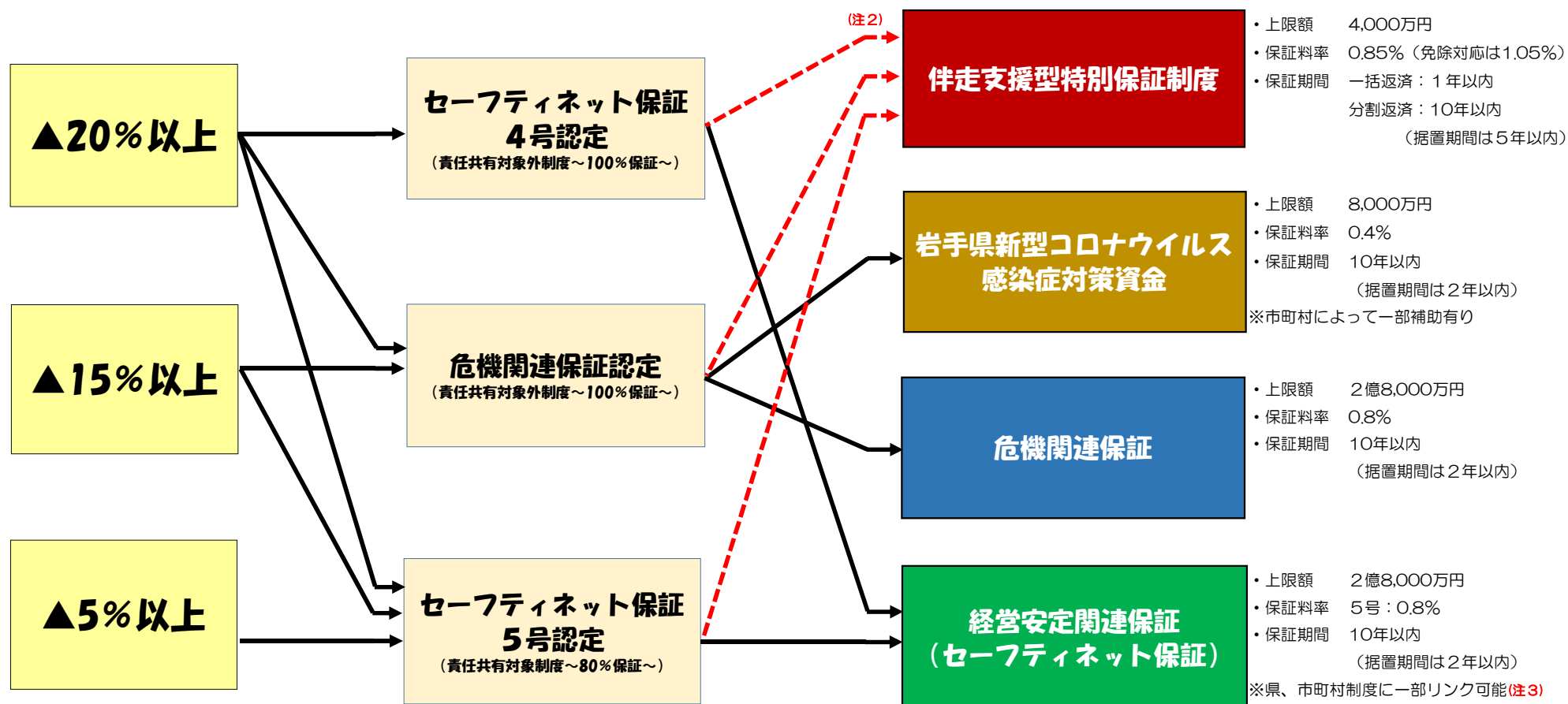


新型コロナウイルス感染症対策に係る保証制度の選択チャート

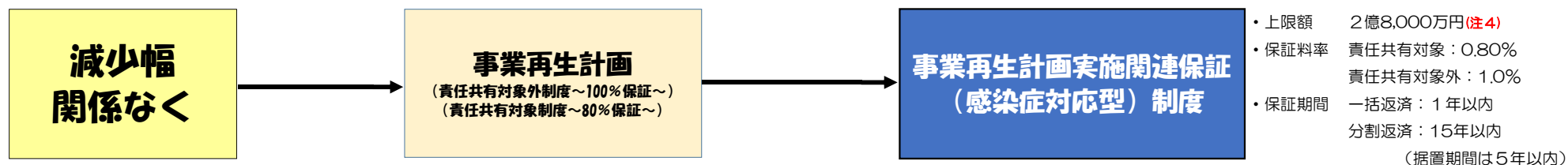
① 売上高の減少

② 取得可能な認定書 (注1)

③ 利用可能な保証制度



② 債務者全員の合意に基づく



(注1) 認定書は、お客様の本店等（個人事業主の方は主たる事務所）が所在する市町村にて取得が必要です。

(注2) 赤い破線については、売上高の減少が15%以上の方に限ります。

(注3) 詳細については、当協会「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」へお問い合わせください。

(注4) 詳細については、「事業再生計画実施関連保証」の制度要綱をご覧ください。